

## 川崎市包括外部監査人候補者選考要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査の実施に関し、包括外部監査人候補者(以下「候補者」という。)を公正かつ適正に選考することを目的とする。

### (選考)

第2条 候補者の選考に当たり、第1次選考及び第2次選考を実施する。

#### (第1次選考)

第3条 第1次選考を実施するため、第1次選考委員会を設置する。

2 第1次選考委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長をもって充て、必要に応じ第1次選考委員会を招集し、議長となる。

4 第1次選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

#### (第2次選考)

第4条 第2次選考を実施するため、第2次選考委員会を設置する。

2 第2次選考は、第1次選考の合格者を対象に実施する。

3 第2次選考委員会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 委員長は市長をもって充て、必要に応じ第2次選考委員会を招集し、議長となる。

5 第2次選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

### (候補者の決定)

第5条 市長は、第2次選考の結果により、候補者を決定する。

### (庶務)

第6条 第1次選考委員会及び第2次選考委員会の庶務は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、第1次選考委員会及び第2次選考委員会の運営に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委員
総務企画局都市政策部長
総務企画局行政改革マネジメント推進室長
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長
財政局財政部長
総務企画局企画調整課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長
財政局財政課長
監査事務局行政監査課長

別表第 2 (第 4 条関係)

委員
市長
代表監査委員
総務企画局長
財政局長